

# 令和5年4月1日から

## オンライン資格確認の導入は原則義務化となります

上記は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されております

### オンライン資格確認の導入義務化対象の保険医療機関・薬局は 令和5年3月31日までに医療機関等向けポータルサイトより 運用開始日を登録し、4月1日まで運用を開始してください

※以下の条件に当てはまるものは、上記の対象外となります。

#### オンライン資格確認の導入義務化対象外の条件

現在紙レセプト（手書き）での請求が認められている保険医療機関・薬局

義務化特設ページ▼



#### オンライン資格確認の原則義務化の経過措置の条件

令和4年度末時点で、以下のやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、経過措置の対象となるためには、令和5年3月31日までに医療機関等向けポータルサイト（以下ポータルサイトという）より猶予届出を行っていただく必要がございます。詳細は裏面をご確認ください。

やむを得ない事情	オンライン資格確認の導入期限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月）まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで （遅くとも令和6年秋まで）
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ・自然災害等により継続的な導入が困難となる場合 ・高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合 （目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって月平均レセプト件数が50件以下である） ・その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで

※詳細はポータルサイトの義務化特設ページ等をご確認ください。ご不明な点がある場合は各地方厚生（支）局へご連絡をお願いいたします。

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算が算定できます！ 加算を算定するための施設基準は以下をご確認ください

- レセプトをオンラインで請求していること※
- オンライン資格確認を行う体制を有していること  
なお、ポータルサイトにおいて、運用開始日を登録すること
- 次の内容を保険医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること
  - オンライン資格確認を行う体制を有していること
  - 保険医療機関を受診した患者/薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療/調剤を行うこと

厚生労働省HP▼



※「1. レセプトをオンラインで請求していること」については、特例措置がございます。

オンライン請求を行っていない保険医療機関・薬局が、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を各地方厚生（支）局に行った場合には、令和5年12月31日までの期間に限り、特例措置の対象となります。

3月1日より受付を開始しておりますので、具体的な方法や、様式等は厚生労働省HPをご確認ください。

# 令和4年度末時点で、やむを得ない事情によりオンライン資格確認の導入が完了しない保険医療機関・薬局は 期限付きの経過措置 があります

## 経過措置の猶予届出書は 令和5年3月31日 までに届出を行ってください

ポータルサイトでオンライン資格確認の経過措置の猶予届出を受け付けております。

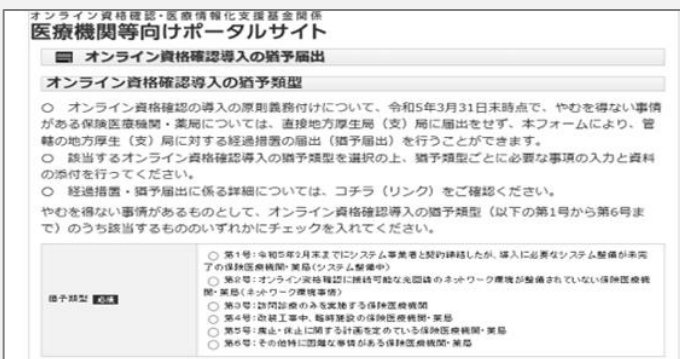
※猶予届出をポータルサイトから行うためには、アカウント登録が必要です。アカウント登録がお済みでない場合、2月3日に支払基金から送付したアカウント登録のご案内をご確認いただき、アカウント登録を実施いただきますようお願いいたします。

## オンライン資格確認の 猶予届出 の届出方法

1. ポータルサイトトップページ上部右の「既にアカウントをお持ちの方はログイン」ボタンをクリックし、ログインしてください。
2. ログイン後、マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリックしてください。



3. 猶予類型を選択してください。



4. 猶予類型に応じた必要事項を入力、必要に応じて書類を添付してください。



## オンライン資格確認の経過措置の詳細は、ポータルサイトの オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ をご参照ください

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ [contact@iryohokenjyoho-portal.site.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portal.site.jp)

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00  
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00



オンライン資格確認の原則義務化/経過措置に関する情報を公開中！

医療機関ポータル

検索